

マイナンバーカード申請で

最大 **20,000** 円分の **マイナポイント** がもらえます!

4年9月末までにマイナンバーカードを申請した人を対象として、下記の①～③を実施しています

①キャッシュレス決済の登録および利用(5,000ポイント)

登録したキャッシュレス決済を用いてチャージや買い物をすると、最大5,000円分(2万円の25%)のポイントが付与されます。

②健康保険証としての利用申し込み(7,500ポイント)

医療機関や薬局にて、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

③公金受取口座の登録(7,500ポイント)

公金受取口座とは、国からの給付金などの支給時に活用される口座のことです。



マイナポイント公式サイト(総務省HP)

※マイナポイント事業第1弾(2年9月～3年12月)で、①のマイナポイントを5,000円分取得済みの人は、今回の①の5,000ポイント分は対象外です。

※②と③のポイントは①で登録したキャッシュレス決済へ付与される予定です。

※マイナポイントの申込期限は5年2月末までの予定です。

マイナンバーカードを受け取ったら、ポイントの申し込み開始!

①スマホやPCから申し込む(マイナンバーカード読取機種が必要)

※専用のアプリやソフトのインストールが必要

②「マイナポイント手続スポット」で申し込む

※郵便局、一部の携帯ショップ・コンビニに設置してあるマルチコピー機など

※手続スポットによって、申し込み可能な手続きが異なる場合があります。



手続方法は
こちら
(総務省HP)

マイナポイント申し込み支援を行っています!

■開設時間 平日8時30分～16時45分

■開設期間 5年2月末まで(予定)

■必要なもの

マイナンバーカード(暗証番号)、本人名義のキャッシュレス決済、口座番号がわかるもの(通帳、銀行のキャッシュカードなど)

■注意点など

○ポイントの付与タイミングや有効期限に関する質問は、キャッシュレス事業者にお問い合わせください。

○18歳未満の人のマイナポイントは、法定代理人名義(親など)のキャッシュレス決済で申し込みが可能です。

○複数人のマイナポイントを1つのキャッシュレス決済でまとめて受け取ることはできません。

■【マイナポイント全般のご相談は、国のマイナポイント専用ダイヤル(無料)をご利用ください】

☎0120-95-0178(音声ガイダンスに従って「5番」を選択)

【マイナンバーカードの取得・申請】市民課☎43-2136

【マイナポイント申し込みのサポート】マイナポイント特設コーナー☎43-2159

